

沖縄市立美原小学校いじめ防止基本方針

1 いじめの定義

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものと定義する。

（平成18年度 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」）

2 いじめ防止等のための基本理念

本校はすべての児童および教職員・保護者が「いじめはどのクラスでも、どの児童にも起こり得る」という認識を持ち、いじめ防止等のための基本理念を定める。

- （1）いじめは人権侵害・犯罪行為であり、「いじめを絶対に許さない」学校をつくります。
- （2）いじめられている児童の立場に立ち、絶対に守り通します。
- （3）いじめる児童に対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行います。
- （4）保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携協力に努めます。

3 いじめ防止等のための基本姿勢（いじめのない明るく楽しい学校生活を送るために）

児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい、自尊感情を育むことができるように努める。道徳の時間には命の大切さについての指導を行う。また、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童がもつように、教育活動全体を通して指導する。そして、見て見ぬふりをすることや知らないふりをすることも「傍観者」として、いじめに加担していることを認識させる。

- （1）いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- （2）児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- （3）いじめ早期発見のために、様々な手段を講じる。
- （4）いじめ早期解決のために、当該児童の安全を保障するとともに、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして、解決にあたる。
- （5）学校と家庭が協力して、事後指導にあたる。

4 いじめ未然防止のための取組

- （1）人権の日の設定
毎月1日を「人権の日」として設定する。各学級で月毎のテーマに沿って指導をする。
「人権の日」指導計画を参照する。
- （2）人権擁護員を招いての各学年における出前授業
- （3）Iチェックを利用した児童の実態把握。学級満足度の指標を基に学級での児童の実態把握
- （4）児童一人一人が活用できる学習活動
・委員会活動の充実（赤い羽根募金・ユニセフ募金・ペットボトルキャップ運動の推進等）
- （5）PC授業でのインターネット利用におけるネチケットの指導
- （6）学校長によるいじめ未然防止の講話

5 早期発見のための取組

- （1）Iチェックを利用し学級満足度の指標を基に学級での児童の実態把握をする。
- （2）保護者アンケート・児童アンケートを利用した取組による情報の収集
- （3）児童の日常生活に気を配り持ち物や掲示物のいたずらなど学校全体で注意する。
- （4）児童と向き合う時間をできるだけつくるようにし情報を収集する。
- （5）自治会や地域からの情報収集

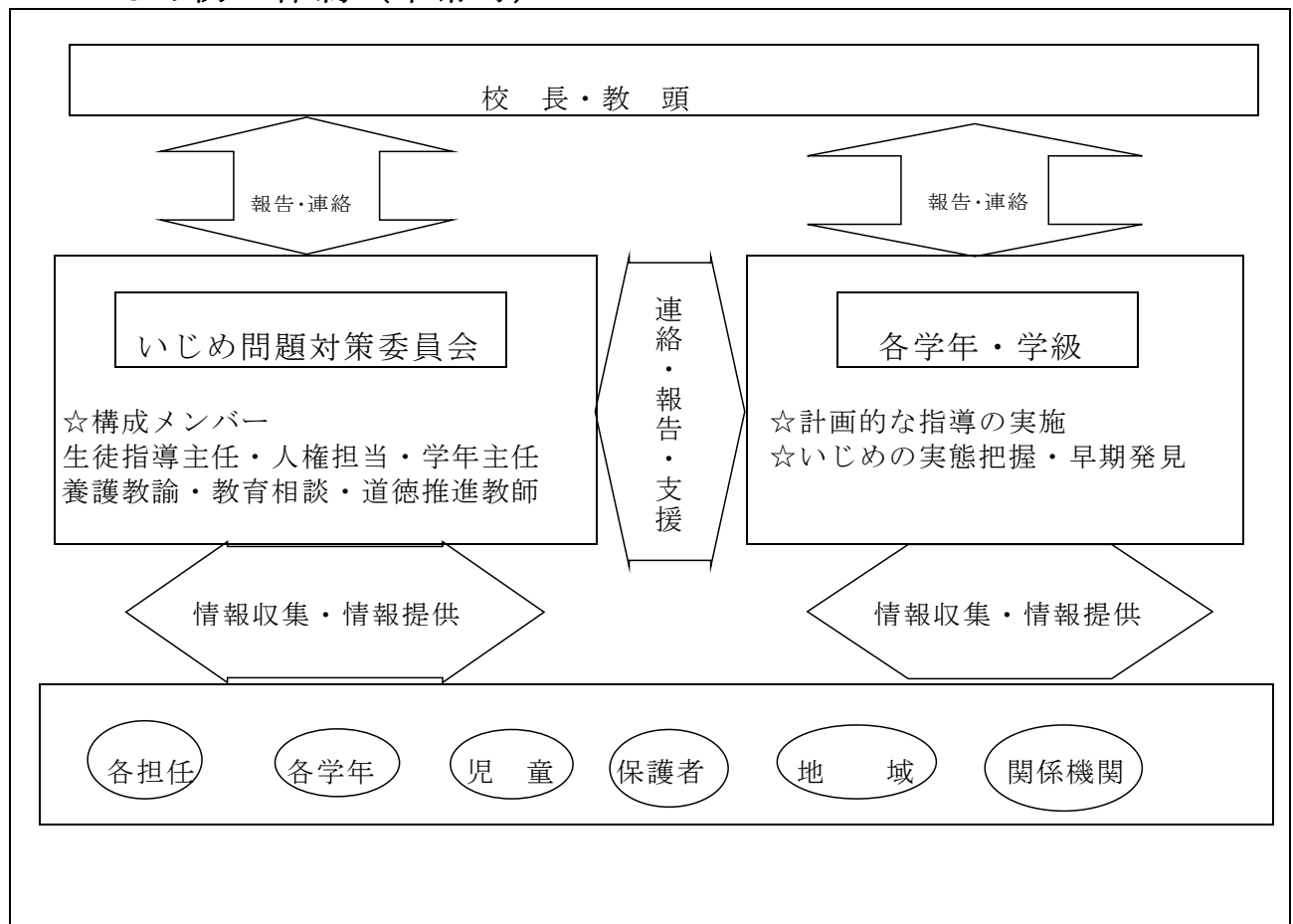
6 いじめの早期解決のための取組

- (1) いじめ問題を発見したときは、学級担任だけで抱え込むことなく、学校長以下すべての教員で対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。
- (2) 情報の収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。
- (3) 傍観者の立場にいる児童たちにもいじめているのと同様であるということを指導する。
- (4) 学校内だけでなく各種団体や専門家と協力して解決にあたる。
- (5) いじめられている児童の心のケアのために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を取りながら、指導を行っていく。
- (6) いじめ問題が起きたときには家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かし、決して学校内だけで問題解決をするようなことはしない。

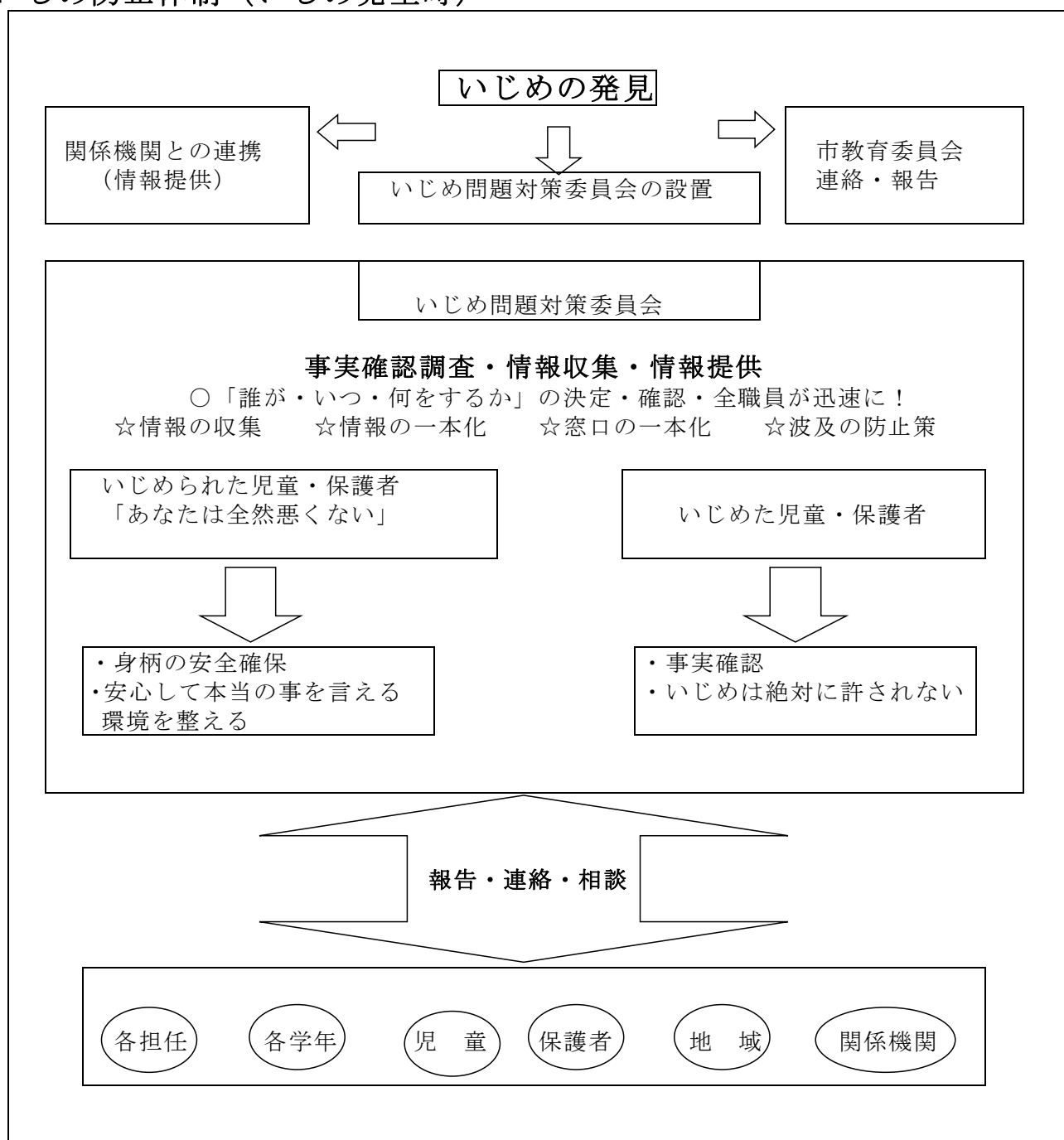
7 いじめ問題に取り組むための校内組織

- (1) 毎月第2火曜日に行う安全生徒指導部会において、気になる児童や指導を要する子の情報を共有し、今後の指導について話し合う。
- (2) 毎月第4金曜日の児童理解全体会議において、安全生徒指導部会や教育相談部会で話し合われた指導を要する子の共通理解を行う。
- (3) いじめ対策防止委員会
いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、管理職、生徒指導主任、教育相談部担当、養護教諭、当該学級担任、スクールカウンセラーによるいじめ対策防止委員会を設置する。
必要に応じて委員会を開催する。

8 いじめ防止体制（平常時）



いじめ防止体制（いじめ発生時）



いじめの解消
(継続して情報交換・援助)

事後観察・支援の継続
(日常観察・養護教諭・ＳＣ等との連携)

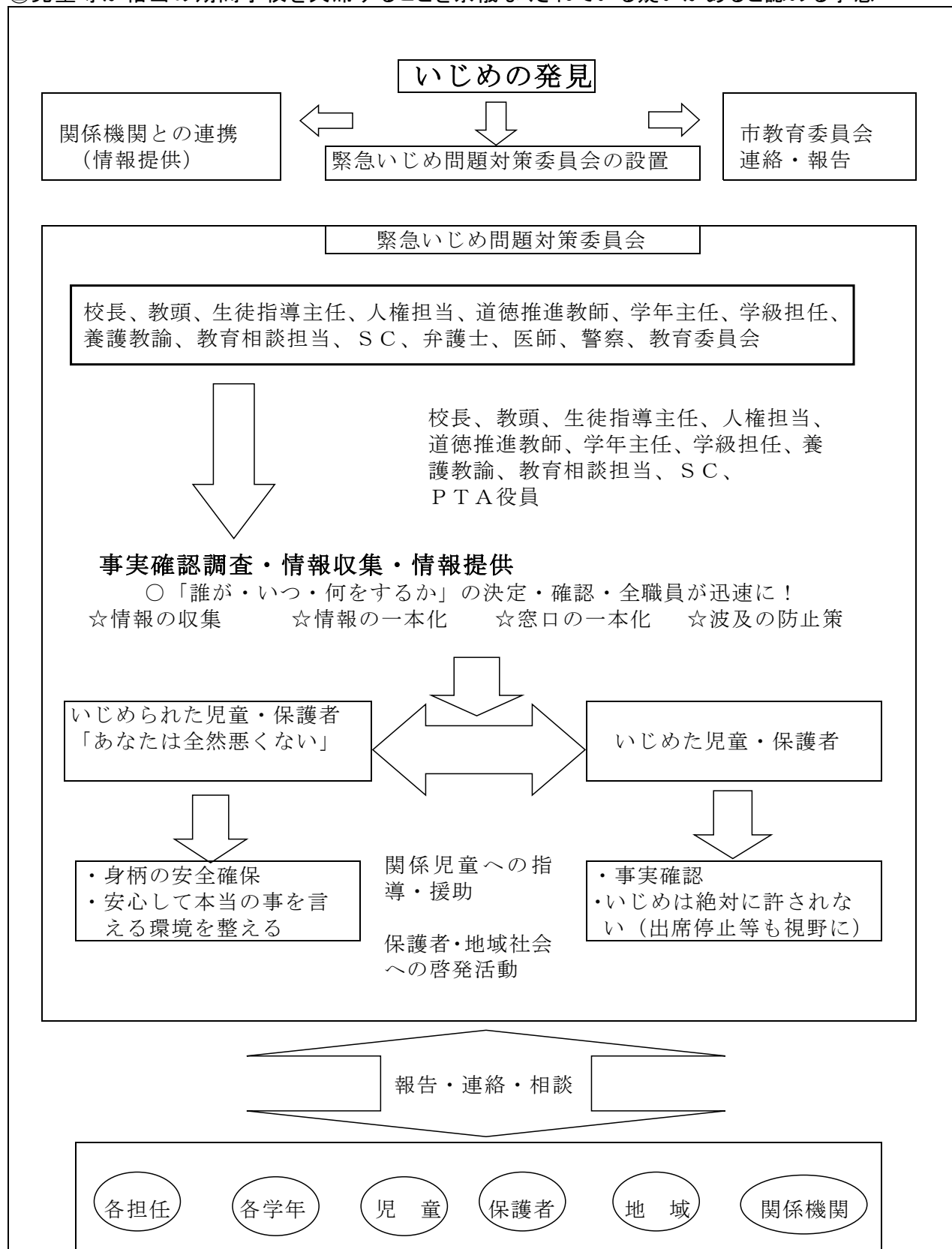
学校評価
(取組の分析・改善)

(４) 緊急な生徒指導上の問題が発生した場合は、その場の適切な処置をとるとともに教頭に報告する。また、状況によっては、いじめ問題対策委員会を開催し迅速な対応を行う。教頭は、校長に報告し、校長の指示により迅速に支援体制をつくり、対処する。更に緊急を要する問題行動が発生したときに、緊急いじめ問題対策委員会を開催する。

いじめ防止体制（重大事態発生時）

※ 重大事態とは

- ①児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める事態
- ②児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める事態



報道等への対応（教育委員会との連携） 事後観察・支援の継続（ケア等日常観察・関係機関等との連携） 学校評価（取組の分析・改善）